

## 秋田県飲酒運転追放等の競争実施要領

### 第1 競争の実施

「秋田県飲酒運転追放県民運動」の一環として、市町村の飲酒運転追放等の競争（以下「競争」という。）を実施する。

### 第2 競争の内容

競争は、市町村ごとに、飲酒運転違反及び飲酒運転による交通事故並びに交通死亡事故の抑止状況について行うものとする。

### 第3 競争の期間

競争の期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

### 第4 競争の方法

競争は、第2の違反者及び事故を起こした者の住所地の市町村別に競争期間中における違反及び事件の件数について、これに対する当該市町村の総人口の割合により順位を競うものとする。

ただし、市町村合併した場合は、その時点で合算するものとする。

### 第5 優良市町村の表彰

- 1 第4により算定した順位を考慮して優れた成績を挙げたと認められる市町村は、これを表彰する。
- 2 競争期間中、飲酒運転追放等の企画、広報活動を活発に行ったことにより、飲酒運転違反等が著しく減少したと認められる市町村を特に表彰することができる。

### 第6 市町村への通知

市町村ごとの毎月の飲酒運転追放等の実績については、県においてこれを集計のうえ、市町村に通知する。

### 附則

- 1 この要領は昭和63年1月1日から施行する。
- 2 「秋田県飲酒運転追放無事故競争要領」（昭和54年1月1日施行）は廃止する。
- 3 平成16年8月1日一部改正
- 4 平成21年2月4日一部改正
- 5 令和7年2月19日一部改正

### ◎第4「競争の方法」の算式

以下により、総人口一人あたりの値を算出する。

A … 総人口

B … 飲酒運転違反件数 「算式」  $\frac{B+C+D+E}{A} \times 1,000$

C … 飲酒運転による死亡事故件数×8

D … 飲酒運転による負傷事故件数×3

E … Cを除く死亡事故件数×3